

Q	申請書類はどこで手に入るの？
A	申請書は町ホームページからダウンロードしていただくか、直接総合政策課の窓口で受領してください。
Q	「住所を有する方」とは？
A	住民基本台帳に登録があり、かつ年間を通して居住している方をいいます。
Q	太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入する場合は該当になるの？
A	該当になります。ただし、申請時に売買契約書の写しを添付していただき、建物の引渡しを交付決定年月日以降としていただく必要があります。 また、太陽光発電システムは未使用のもの（系統連系していないもの）に限ります。
Q	申請の手続きは本人しかできないの？
A	書類上の申請者は設置者本人である必要がありますが、提出はどなたでも構いません。
Q	交付決定通知書もらった後、太陽光発電システムのメーカーを変更したい場合はどうしたらいいの？
A	申請した内容に変更がある場合、また、設置を中止・廃止する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（変更部分のみ記載してください。）を提出し、承認を受けてから工事を進めてください。
Q	申請書類は窓口に提出しないとだめなの？
A	提出は郵送でも構いませんが、書類の確認等の観点からなるべく窓口に提出してください。
Q	税金等の滞納がある場合は？
A	税金等の滞納がある場合は補助対象になりません。
Q	住宅を2軒所有していてそれぞれに設置したいんだけど…
A	補助金の交付は、地球温暖化防止はもちろんですが、制度を通じて町民の環境意識を高めるといった啓発を目的としておりますので、申請は一世帯につき1回の申請とさせていただきます。

Q	家族はみんな軽井沢町に住んでいて、申請者本人は単身赴任のため赴任先に住民票を移してある場合は対象になるの？
A	対象になります。ただし、勤務先等の発行する単身赴任を証明する書類の写しの提出が必要になります。
Q	うちは1階がお店をやっていて、2階で生活している（店舗等併用住宅）けど、対象になるの？
A	申請者の住民票がその住所にあれば対象になります。ただし家屋の所有者、電灯契約等が法人の場合、また、申請者の住民票がその住所になければ対象となりません。
Q	法人は対象にならないの？
A	環境に対する企業責任の観点から法人は対象としていません。
Q	太陽電池モジュールなどシステムの一部を物置や駐車場の屋根等に設置した場合は対象になるの？
A	太陽光発電で得られた電力を申請者の住居で使用するものであれば対象となります。
Q	すでに設置済みの太陽光発電システムの増設を考えているが対象になるの？
A	太陽電池モジュールやパワーコンディショナーのみの増設は対象となりません。補助金の申請が初めてであり、新規にパワーコンディショナーを含むシステムを増設する場合は新規設置と同様に補助対象となります。
Q	太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット以上は対象にならないの？
A	10キロワット以上については、産業用となっているため、対象としていません。
Q	以前、太陽光発電システムの設置時に補助金を活用したが、これから蓄電システムまたは、電気自動車等充給電システム（V2H）を設置するのに補助金をまた活用できるの？
A	できません。補助金の交付回数は、1世帯につき1回となっています。

Q	交付決定までの期間はどのくらいですか。
A	申請から2週間以内を目安に決定しますが、申請書は余裕をもって提出してください。
Q	事業はいつまでに完了すればいいの？
A	年度末までに事業を完了し、事業者へ支払いを済ませ、実施報告書を提出する必要があります。